

労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を 正しく把握しましょう

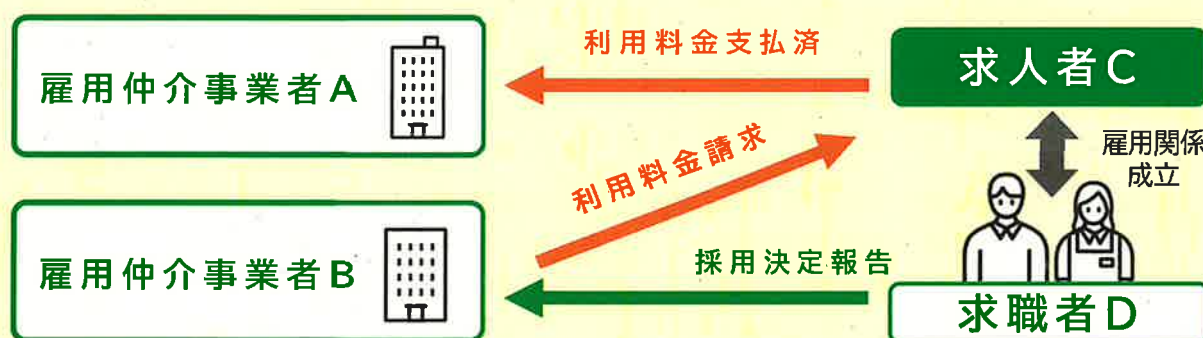
複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

募集情報を提供する事業の中には、求人者の方からサービス利用料金(情報提供代金)を労働者採用後に「成功報酬」という形で、徴収するものがあります。(成功報酬型の募集情報等提供事業)

求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者(A,B)それぞれのサービスを利用し採用決定後に求人者が当該複数の事業者(A,B)の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。(求職者から事業者への採用決定報告に対して、事業者がその求職者に金銭を提供することが、複数の事業者への採用決定報告につながり、求人者が採用決定と直接関係があるとの認識のない事業者からも請求を受けるなどの事案が発生していました。このため、募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供を禁止しました。(令和7年4月施行))

トラブルの例

雇用仲介事業者Aが運営するサイトに無料登録し、応募者情報を得ていた求人者Cが、求職者Dに直接連絡し、採用が決定したので利用料金をAに支払った。その後、他の雇用仲介事業者Bにも登録していたDからBに対しても採用決定報告がされたため、Bからも利用料金を支払うべきと言われている。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。

求人者が記録しておくべき内容

- 採用経路(直接募集、ハローワーク、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)
- 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者である場合には、どこの事業者の紹介や情報提供により、求職者と面接等することになったか
- 紹介・情報提供等のサービスを受けた日
- 面接実施日 ■採用日 ■契約内容と有効期間 等

複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するか内容・条件をよく確認しましょう。(事業者から求人者に対し、あらかじめ誤解が生じないよう、利用料金や違約金等の内容・条件を明示する義務を課すことにしました。(令和7年4月施行))